

名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける
就労移行支援を利用した復職支援

研究代表者 若林 功 (常磐大学)
研究協力者 稲葉 健太郎 (名古屋市総合リハビリテーションセンター)

【研究要旨】

企業等で雇用されている間の就労系障害福祉サービスの利用の実態を明らかにするため、名古屋市総合リハビリテーションセンターの就労移行支援事業所における取り扱いや実態について記述した。すなわち、特に企業に在籍し休職中である高次脳機能障害者の場合の就労移行支援の利用開始、就労移行支援中の訓練の構成(最後の段階の職場実習を含む)である。これらを進めるにあたり、一般就労中の障害者が休職した場合の、休職期間中において就労系障害福祉サービス利用について示している「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」の把握や、障害認識が十分でない等の高次脳機能障害者の障害特性、企業との調整等が重要であることが示された。

A. 研究目的

名古屋市と連携し、特に脳卒中や交通事故等による頭部外傷などによる高次脳機能障害のある方の復職支援を、就労移行支援事業所を活用して行っている名古屋市総合リハビリテーションセンター(名古屋リハ)から、この取り組みについて情報収集を行い、その実際の概要や留意点などを把握することを目的とした。

B. 調査方法

名古屋リハで就労移行支援事業所を活用して、高次脳機能障害を有する利用者に復職支援を行う場合の、利用開始の手続き方法、就労移行支援事業所での訓練の流れについて記述した。

C. 結果

1) 名古屋市総合リハビリテーションセンターの概要

名古屋リハは、相談から医療、訓練を経て、自立した社会生活を営むことができるよう一貫したリハビリテーションサービスを提供するとともに、スポーツ活

動の場を提供するなど、障害のある方や高齢の方が、社会の一員として自分らしく生きられるよう、さまざまな支援を行う施設である。名古屋リハ内の各部門の概要は図表1の通りとなっている。

2) 名古屋リハにおける復職を目指した就労移行支援利用のプロセス及び名古屋市における一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用に係る取り扱い

執筆者の所属は名古屋リハの就労移行支援事業所である。この就労移行支援事業は定員46名であり、休職から復職支援を目指す支援を行っている。休職中で復職を目指す利用者は、脳卒中や交通事故等による頭部外傷などによる高次脳機能障害のある方が圧倒的に多く、うつ病等精神疾患を主症状とする方はいない。定員46人のうち3/5程度が復職を目指す人、2/5程度が新規就労を目指す人という割合になっている。

名古屋リハにおいて、休職から復職を目指す利用者の利用期間は平均8か月であり、2021年度はコロナ禍で新規就労の利用期間が9か月と少し長くなったものの、復職に限っては8か月を切るぐらいである。

1. 総合相談部門：総合窓口として、障害者の各種の相談に応じる。
2. 医療部門：身体障害者等を対象に自立を目的としたリハビリテーション医療を行う。
(病床 80 床)
3. 自立支援部門：障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、種々の訓練や支援を行う。(主な対象者は身体障害者(肢体不自由者及び視覚障害者及び高次脳機能障害と診断された方)
 - ア 自立訓練(機能訓練) 55 人/自立生活援助
 - イ 就労移行支援 46 人/就労定着支援
 - ウ 施設入所支援 40 人(自立訓練又は就労移行支援を受けている方対象)
4. 調査研究・企画・啓発部門：リハビリテーション技術の向上や介護ロボットの活用促進のため、研究・開発・各種の情報提供を行うとともに補装具の製作・修理を行う。

図表 1 名古屋市総合リハビリテーションセンターの各部門概要

まずは在宅復帰と通所の練習のところからスタートしている。そしてその次に就労移行支援の利用となる。

自立訓練の時点で、人によっては身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得されているが、特に高次脳機能障害のある人が手帳を申請するためには、発症から6か月経過してからでないと精神障害者保健福祉手帳は取得できないため、取得していない人もいる。また、本人たちには障害認識がないため手帳を取ろうとすらしていない場合もある。多くの人が名古屋リハ利用中に申請するパターンであり、診断書での利用が多い。

回復期リハの病院や名古屋リハ附属病院から自立訓練を経て、または自立訓練を経ずに就労移行支援へつながる方が利用するとなった場合、市役所に申請を出すのが、その時点では利用するかが分からない人が多いため、まずは見学と相談という形で

来所していただく。そして、相談を受け(「職業相談」として、名古屋リハを利用する・しないに関わらず実施をしている)その中で最終的に利用するかどうかを決めるという形をとっている。初めから利用すると決まっている人も若干名はいる。

相談をしてから利用する方に対し、そこで初めて障害福祉サービスの内容を詳しく説明を行い、申請の手续等を全部お伝えしている。そのため、通常の就労移行支援の利用の進め方と異なるが、名古屋リハが各地域の相談支援を紹介したり¹、役所にも、例えば名古屋市においては復職に当たっての申立書等がある²。本来であれば名古屋市に行ってから記入して準備する書類ではあるが、復職の方は急がれる場合が多く、本人もすぐに戻れると思っているため、あまり手続きに時間がかかると、利用しないまま復職して、結果としてうまくいかなくなってしまう

¹ 名古屋リハとして相談支援を自分のところでは持たない。機関は機関であるが、基本的には各地域に任せたいとの考え方のため、地元の相談支援を使うという形をとっている。

² 名古屋市(2019)「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(平成29年3月30日)」の取扱いについて

<<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs/2019030600010/>>

の中の「休職期間中の就労系障害福祉サービス利用に係る申立書」(XLSX形式)

なお、これは厚生労働省の障害福祉課事務連絡「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(平成29年3月30日)」

(http://www.rehab.go.jp/application/files/7415/2299/2716/2_05_2929330.pdf 問12)等に基づくものである。

ことが起こり得る。そのため、なるべくスムーズに流れるように、名古屋リハで事前に書類作成を支援してから役所に行き、計画相談を立ててもらおうという形をとっている。

なお、復職を目指した就労移行支援開始の手続に関して、であるが、当初から名古屋リハが会社とやり取りすることはない。ただし、障害福祉課事務連絡にも記載があるように、企業事業主がこの支援を利用することに了解を得る必要があるため、本人から会社に利用することについて伝えてもらっている。しかし、障害福祉サービスのことを事業主は知らないことが多く、説明が上手くできないとこじれたりしてしまうこともあるため、利用者には「リハビリをされていてこれから就労のリハビリをするので、それを使っていいですか」という簡潔な内容を会社につたえるようアドバイスしている。

しかし、それでも調整が困難な場合や産業医から名古屋リハを紹介されてくる場合、会社から話がある場合、そして会社が理解してくれないため、当事者から話をしてほしいと言われる場合は間に入り説明することもある。

3) 利用開始後の支援の流れ

休職中に就労移行を利用開始して当初は、企業には顔を出さずに、普通に就労移行支援に全部の時間を費やし、簡単な職業評価のバッテリーを行う。すなわち、ワークサンプル法であるマイクロタワーを改編したものを行ったり、GATB を行ったりして評価を出し、簡単な初期の課題に取り組んでもらい、1 か月弱でその評価結果を本人に返すとともに、会社側にそこでアクションを取っていく。また、名古屋リハは医療の評価もあるため、医療的観点からも、WAIS や記憶、注意について把握する。

その後、会社と話し合いをし、復帰時の

イメージを持ちながら、現状でできること・苦手になっていることを整理し、3ヶ月間は集中的に訓練を行う。

おおよそ3か月ぐらいうると少し本人が障害について認識するようになってくる。3か月经過してから多いのは、利用中に実習という形で行かせてもらう。決して復職（一般就労）ではなく、あくまで実習という扱いをとり、職場の障害の理解を促進するとともに、マッチした業務の設定を行なっていく流れになっている。

4) 就労移行支援と一般就労中の利用について

一般就労中の就労移行を含む就労系障害福祉サービスの利用について、平成19年(2007年)12月19日付 厚生労働省障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)の送付について」において、一般就労に移行した利用者が当該就労を行わない日に、市町村が認めた場合に日中活動サービスを利用することができる。とされているが³、それ以前から、名古屋市は就労移行でも週30時間未満や週20時間未満のバイトを認めていた時代があった。その時代では、そのバイト先に就職するためというより日々の生活費に困っているため週20時間以内のバイトをしている人が一定数いた。2007年の事務連絡について、名古屋市は就労移行支援も含むと判断していた。すなわち、日中活動の中に就労移行も含まれるという認識ではあった。しかし令和元年11月5日付障障発1105号第1号厚生労働省障害福祉課長通知⁴「就労移行支援事業の適正な実施について」において、同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、その旨を明示していなかったことから、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じている。一方、利用者の状態等によっては、一般就労

3

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa08.pdf> 問8

⁴ 厚労省のHPには掲載されていないため、

大阪府HPに掲載のものを提示する。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1640/00337136/syuurouikousiennzigyounotekiseinazissinituite.pdf>

へ移行した後も改めて就労移行支援を利用とされ、実際に会社等で働きながらの就労移行支援利用については就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限られることが明示されたが、現状それを使う人はいない。むしろ現場では職場で習得していくなど職場の中のことを覚えてもらい、レベルアップを図ったほうがよいとなり、それならばジョブコーチ支援を職場で行ったほうがよいということになっている。

また、就労移行支援中に復職のために、実習という形で復職先候補の職場等で仕事をしてもらうことが多い。そのことにより、復職前にミスマッチを防ぐことができるため、復職後に再度就労移行支援の支給決定を受けることがほとんどないのが実態である。

そのほか、休職についての補足説明として、有給で休んでいる人も利用しており、実際は休職扱いも企業によって異なる。病欠の期間が長い会社や、設定が長い会社もある。病欠の時点からスタートしていても、休職扱いになっていない人とか、また、本人が事業主の場合、被雇用者ではないため働きながら就労移行支援を利用している人もいた。

休職期間の残り期間は8か月弱ぐらいは残してきている人が多いが、なかには残り1、2か月という方もいて、名古屋リハではやれるところまでやっている。それで期限が来てしまい、その時点で成果が出ていて復職できる方もいるが、一方で成果が出ず退職となるケースもある。その場合には、手続的には休職中の就労移行ではなく、普通の就労移行利用に切り替えることとなる。いわば名古屋リハに通所する過ごし方自体は変わらずに、休職中から無職へ立場が変わり、復職から新規就労へ目標が変わるということである。

なお、他の都道府県からも話が挙がる困

った事例として、休職中に前の会社の仕事が届かないという場合、例えば、少人数の従業員で肉体労働の仕事をしていた方が、麻痺が残ってしまう障害の場合、その仕事自体が無理になる。そうなると、新規就労をしたいが、休職しながら就労移行を利用し、かつ新規就労を目指したいと思うなかで、通知の内容に「復職の見込みがある」といった内容が書かれており、「確実に復職につなげることが可能であると市町村が判断した場合」の要件により、就労移行支援の利用等ができないという場合がある。高次脳機能障害系の方の場合も同様で大きな課題となっている。

D. 結論

本稿では、名古屋リハの就労移行支援事業所において、企業に在籍し休職中である高次脳機能障害者の場合の就労移行支援の利用開始、就労移行支援中の訓練の構成（最後の段階の職場実習を含む）について紹介した。そして、これらを進めるにあたり、一般就労中の障害者が休職した場合の、休職期間中において就労系障害福祉サービス利用について示している「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」や、障害認識が十分でない等の障害特性、企業との調整等が重要であることが示された。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし